

令和5年度広島県福祉サービス第三者評価事業 評価調査者養成研修 開催要綱

1. 目 的 福祉サービス第三者評価事業に必要な一定レベルの知識、技術を習得するとともに、評価の信頼性を確保するために、評価の視点や基準を共有し、適正に第三者評価事業を実施できる評価調査者を養成する。今回は、管理運営編およびサービス編（分野：障害、保育、児童養護、児童心理）の研修を実施する。
2. 主 催 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会
3. 日 程 第1回：令和5年10月12日（木） 9：50～17：00
第2回： 〃 10月13日（金） 10：00～17：00
第3回： 〃 11月27日（月） 10：00～16：00
第4回： 〃 11月28日（火） 10：00～17：00
4. 会 場 第1回・第2回：県社会福祉会館 会議室1・2（2階）
第3回・第4回：県社会福祉会館 会議室4・5（2階）
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL 082-254-3411
5. 対 象 次の（1）～（3）の要件をすべて満たす人
（1）福祉サービスの質の確保と向上に関心があり、本事業の目的と内容を理解し、適切に評価業務を遂行できる人
 評価には、次の2部門があり、評価調査者となるには、その要件を満たしている必要がある。
 ■ 管理運営部門
 組織管理運営業務（法人役員、管理、監督者または経営相談）を3年以上経験している人
 ■ サービス部門
 福祉・医療・保健分野の有資格者または学識経験者で、3年以上の経験を有している人
（2）本研修の全日程を受講できる人
（3）本県に所在する福祉サービス第三者評価機関から推薦を受けた人
 福祉サービス第三者評価の評価調査者として活動を行う際は、評価機関に所属する必要がある。

《オブザーバー参加について》

本県に所在する福祉サービス第三者評価機関から推薦を受けた人はオブザーバーとして参加することができます。

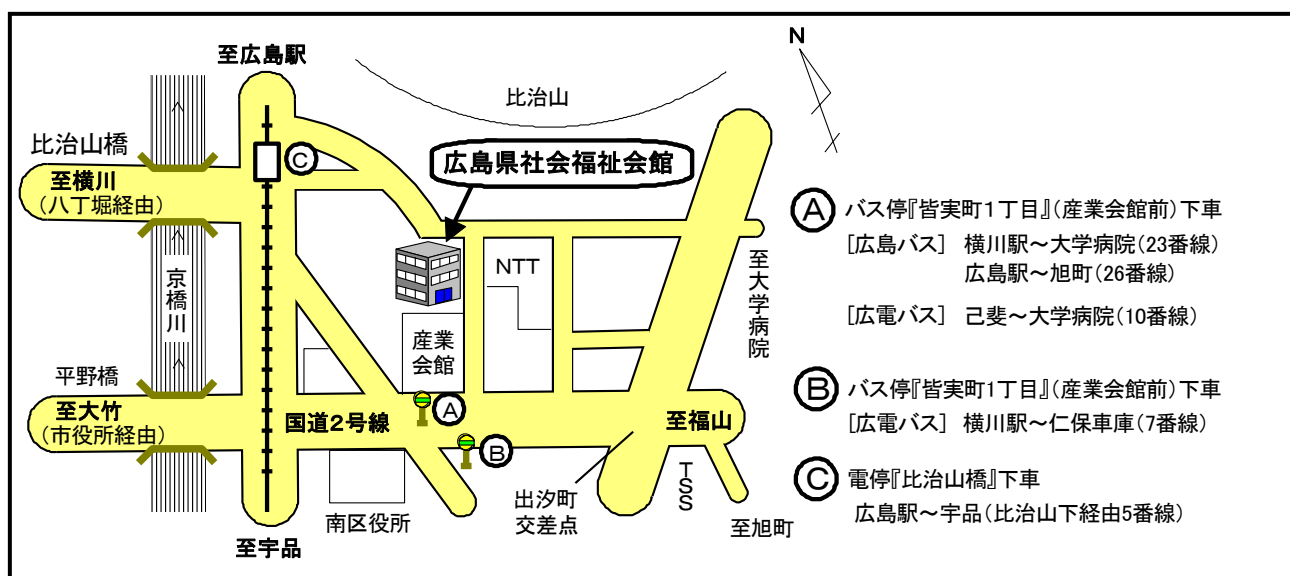
オブザーバー参加者には、修了判定レポートの提出は求めません。（修了証書の交付は行いません）
6. 定 員 20人
7. 内 容 別紙カリキュラムのとおり

8. 講 師 広島県福祉サービス第三者評価調査者養成研修指導者
- ・北広島町社会福祉協議会 会 長 山本 明芳（前 介護老人保健施設「みつぎの苑」）
 - ・（社福）東城有栖会 監 事 高柴 廣子
 - ・（社福）一れつ会 評議員 森分 隆
 - ・（社福）広島新生学園 理事長 上栗 哲男
9. 受講料
- （1）全科目受講の場合 1人 30,000円 ※初めて本研修を受講する人
（オブザーバー参加の場合は、1人 12,000円）
 - （2）選択科目のみ受講の場合 1人1科目あたり 5,000円 ※すでに評価調査者の人
（オブザーバー参加の場合は、1人1科目あたり 2,000円）
 - （3）受講料は、受講決定通知とともに各評価機関宛に請求書を発行するので、各評価機関がまとめて本会の指定口座に振り込むものとする。
10. 申込み
- （1）各評価機関が受講希望者を取りまとめて申し込むこと。
 - （2）申 込 書
 - 新 規 受 講 者 別添「様式1号（新規受講者用）」並びに「様式1号（別紙）」
 - 現任評価調査者 別添「様式1号（現任評価調査者用）」
 - オブザーバー参加者 別添「様式1号（オブザーバー参加者用）」
 - （3）申込締切 令和5年9月8日（金） 必着
 - （4）申 込 先
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」
 - （5）受講決定 受講の決定通知は、各評価機関に発行する。
11. 研修修了 本研修の全課程を修了し、修了判定レポートを提出後、本委員会において修了が適当と判断された受講者に対して修了証書を交付する。なお、遅刻・欠席等により未修了科目が生じた場合や修了判定レポートの内容が不適切な場合等には、修了とみなさない。
12. 受講免除 受講者のうち一定の要件を満たす人については、養成研修の受講を一部または全部免除することができる。
- （別添「評価調査者養成研修等の受講免除にかかる取扱要領」参照）
- なお、免除の有無、範囲については、受講決定通知に明記する。
13. その他
- （1）新たに評価調査者となるためには、★必修科目の全科目と●選択科目を1科目以上受講、修了すること。
 - （2）すでに本県の評価調査者の有資格者が、評価分野を追加したい場合は●選択科目を受講し、修了すること。
 - （3）全国社会福祉協議会による「評価調査者養成研修会」の修了者は本県の研修修了者とみなし、評価分野を追加したい場合は、希望する●選択科目並びに区分の演習・総括を受講し、修了すること。ただし、この場合、区分の演習・総括に係る受講料は徴収しない。
 - （4）「参加申込書」に記載された個人情報、研修の運営管理目的にのみ利用し、研修の参加者名簿には、所属の評価機関と名前を掲載する。

14. 問合せ先 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会 担当：坂原・和木
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
TEL (082) 254-3415 FAX (082) 256-2228
E-mail: suishin@hiroshima-fukushi.net

【会場案内図】

◆広島県社会福祉会館



※受講者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。